

須恵町包括業務委託

公募型プロポーザル実施要領

平成30年7月

須恵町 総務課

須恵町包括業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、須恵町包括業務の委託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務の名称 須恵町包括業務委託
- (2) 業務の内容 「須恵町包括業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 平成30年10月1日から平成34年3月31日まで
3年6ヶ月長期継続契約
- (4) 契約方法

プロポーザルにより選定した交渉権者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第2号の規定による随意契約を行う。

この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降の履行期間においては予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があった時は、本プロポーザルについて効力を失う場合があり得るものとする。また、当該契約に係る須恵町の歳出予算の減額、削除があった場合は、契約の変更または解除があり得るものとする。

- (5) 委託料 本業務に係る委託料は、予算見込み額の範囲内とする。

年 度	予 算 額
平成30年度	70,200,000円(税込・8%の場合)
平成31年度	168,500,000円(税込・8%の場合)
平成32年度	168,500,000円(税込・8%の場合)
平成33年度	168,500,000円(税込・8%の場合)

3 公募型プロポーザルのスケジュール

	項 目	日 程
1	参加表明書の提出締め切り	平成30年7月17日(火)
2	質疑の受付締め切り	平成30年7月17日(火)
3	提案書の提出締め切り	平成30年7月26日(木)
4	ヒアリング審査	平成30年8月2日(木)

4 参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始もしくは更生手続き開始の申立がなされていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始もしくは再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (4) 国税、県税、町税等の滞納がないこと。
- (5) 福岡県内に事務所又は事業所を有すること。
- (6) プライバシーマークまたはISMSの認証を受けているものであること。

5 プロポーザル参加手続き

- (1) 提出書類 『公募型プロポーザル 参加表明書提出書類チェック表』を上。
 - ① 参加表明書（様式1）
 - ② 会社概要（様式3または任意様式）
 - ③ 業務実績調書（様式4または任意様式）
 - ④ 商業登記簿謄本（写し可）
 - ⑤ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
 - ⑥ 国税、県税、町税等の滞納のない証明書（写し可）

申請者が法人の場合	
国税	「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（納税証明書その3の3）
都道府県税	「法人県民税」、「法人事業税」について未納・滞納がない証明書又は、「県税」について未納・滞納がない証明書
市町村税	全ての税金について（税目の指定がない）未納又は滞納がない証明書

（申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

※「平成29年度・30年度 須恵町競争入札参加資格者名簿」に登録されている者は、商業登記簿謄本、財務諸表、国税及び地方税の未納・滞納がない証明書の提出は不要です。

(2) 提出期限 平成 30年 7月 17日 (火) まで

(3) 提出方法

持参又は郵送。(書留郵便又は配達証明に限る。)

持参の場合は、須恵町役場の閉庁日(須恵町の休日を定める条例(平成元年須恵町条例第10号)に規定する町の休日)を除く、各日午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

(4) 提出場所

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

須恵町役場 総務課 行政改革推進係

E-mail : shomu@town.sue.lg.jp

6 質疑について

(1) 質疑書の提出 平成 30年 7月 17日 (火) まで

(2) 提出方法

町指定の「質疑書」(様式5)を用いて、総務課 行政改革推進係まで FAX すること
(FAX 092-933-6579)。

電話又は直接来庁による質問には応じない。

(3) 質問に対する回答

参加表明した全事業所に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答する。

7 プロポーザル参加辞退

(1) 提出書類 プロポーザル参加辞退届(様式6)

(2) 提出期限 平成 30年 7月 17日 (火) 午後5時まで **【必着】**

(3) 提出方法

持参又は郵送。(書留郵便又は配達証明に限る。)

持参の場合は、須恵町役場の閉庁日(須恵町の休日を定める条例(平成元年須恵町条例第10号)に規定する町の休日)を除く、各日午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

(4) 提出場所

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地
須恵町役場 総務課 行政改革推進係

(5) 留意事項

プロポーザル参加辞退届を提出されても、これを理由として今後の指名などで不利益な扱いを受けることはありません。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類 (A4サイズ) 『公募型プロポーザル 提案申請書提出書類チェック表』を上に。

- ① 提案申請書 (様式2)
- ② 提案書 (任意様式 『15 提案および審査項目』を満たすこと)
- ③ 会社概要 (様式3または任意様式)
- ④ 業務実績調書 (様式4または任意様式)
- ⑤ 見積書 (様式7)
- ⑥ 見積内訳書 (任意様式)

(2) 提出部数

各10部 (見積書は、正本1部のみ会社の実印又は使用印鑑を押印し提出)

(3) 提出期限

平成30年7月26日(木) 午後5時まで **【必着】**

なお、期限までに提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 提出方法

持参又は郵送。(書留郵便又は配達証明に限る。)

持参の場合は、事前に電話連絡の上、各日午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。(須恵町役場の閉庁日を除く。)

(5) 提出場所

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地
須恵町役場 総務課 行政改革推進係

9 ヒアリング審査

(1) 実施日時及び場所

平成30年8月2日(木) 須恵町役場内において実施

詳細については別途決定し、提案申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。また、日時は変更する場合がある。

(2) 審査方法

審査は、「須恵町包括業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において選定する。審査の公平性を期するため、書類の審査やヒアリング審査は事業者名を伏せて選定する。

① 持ち時間

1 提案者につき 50 分以内とする。

（提案書等の説明：30分程度、質疑応答：20分程度）

② 参加者

説明者を含め5名までとする。

③ 審査資料

審査で使用する資料は、提出された提案書のみとする。提案書にない追加提案や追加資料の配付は認めない。

④ 使用機材

提案書の説明に、パソコン及びプロジェクター等を使用する場合は、本体及び付属品は参加者で準備すること。

スクリーンは、会場に備え付けのスクリーンを使用することは可能です。

⑤ 留意事項

遅刻又は欠席の場合は、参加を辞退したものとみなします。

10 採点方法

提案内容及びヒアリングの状況について、次のように採点します。

審査委員会各審査委員が、各提案について、それぞれ審査をおこないます。審査方法は、審査項目の評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」によりおこない評価点数を算出します。

11 選定方法及び審査結果の通知

- (1) 審査において、提案者から提出された提案書の内容をヒアリング審査にて、評価点数の最高得点を得た者を契約の相手となる者（以下「候補者」という。）に選定する。最高得点者が2者以上となる場合は、見積金額が最も低い者に特定します。

- (2) 候補者に選定された事業者と須恵町が協議し、提案書による内容を基本として、契約に向けた交渉を行う。なお、候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点者に選定された事業者と交渉を行う。
- (3) 審査結果は、参加した全ての提案者に後日速やかに通知する。

1 2 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 不正と認められる行為があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

1 3 その他留意事項

- (1) 提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は、一切認めない。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
また、提出された書類は、選考に関する目的以外に使用しない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、須恵町情報公開条例（平成15年須恵条例第4号）に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (5) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加事業者の負担とする
- (6) 指名されたものが辞退を表明した場合、その後不利益な取り扱いにしないことを保証するものとする。

1 4 配布資料

- (1) 公募型プロポーザル 提出書類チェック表
- (2) 参加表明書 (様式1)
- (3) 提案申請書 (様式2)
- (4) 会社概要 (様式3)
- (5) 業務実績調書 (様式4)
- (6) 質疑書 (様式5)
- (7) プロポーザル参加辞退届 (様式6)

(8) 見積書 (様式7)

(9) 仕様書

1.5 提案および審査項目

(1) ヒアリング審査における選定項目は、次のとおりとする。

評価項目	選定項目	配点	小計
会社概要等	① 会社概要及び財政状況	5	5
業務体制等	② 業務体制及び業務執行計画	15	25
	③ 地域貢献（地元雇用等）に対する考え方	10	
業務遂行能力	④ 各業務及び包括業務に対する考え方	20	35
	⑤ 人材育成及び研修体制に対する考え方	15	
危機管理	⑥ 個人情報保護に対する考え方	10	10
実績経験	⑦ 同種、同規模の受託実績	5	5
見積金額	⑧ 見積金額及び積算内訳	10	10
その他	⑨ その他独自提案	10	10

(2) 業者選定に当たっての評価基準は、以下のとおりとする。

ア 会社概要及び財政状況

会社の規模、決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）による経営状況を総合的に判断し、将来にわたり安定して業務を行い得る経営基盤があるか。

イ 業務体制及び業務執行計画

(ア) 責任をもって業務を遂行できる能力と立場にある人員の配置がどのようにできるか。また、業務における指揮命令系統と管理・責任体制がどのようになっているか。業務従事者配置計画は適切か。

(イ) 急な欠員が生じた場合、即座に対応できる人員体制がどのようにとれるか。

(ウ) 業務執行計画について業務フロー図等は適切か。

(エ) 業務開始前の習熟期間について、どのような移行体制、移行計画を予定しているか。

ウ 地域貢献（地元雇用等）に対する考え方

(ア) 地元からの雇用について、どのように考えているか。

(イ) 地元経済への貢献度について、どのように考えているか。

エ 各業務及び包括業務に対する考え方

(ア) 仕様書に定める各業務において、業務経験を有する人員の効果的な配置は可能か。

(イ) OA機器等の取扱いに習熟した者を配置できるか。

(ウ) 法令等に対する知識があり遵守できるか。

(エ) 法的な対応が必要になった場合、須恵町が関わることなく、受託事業者が単独で対応できるか。

(オ) 将来的な展望等、包括業務について、どのように考えているか。

オ 人材育成及び研修体制に対する考え方

(ア) 人材育成の方針は定めているか。または、その体制が整っているか。

(イ) 業務を遂行する上で、具体的な研修計画はあるか。また、接遇能力等の向上を図る研修はあるか。

カ 個人情報保護に対する考え方

(ア) 業務を遂行する上での個人情報の具体的な管理体制は、どうなっているか。

(イ) 社員に対し情報セキュリティに関する指導・研修をどのように行うか。

キ 同種、同規模業務の受託実績

(ア) 本委託業務と同種、同規模業務にどの程度実績があるか。

ク 見積金額及び積算内訳

(ア) 適正かつ明確な積算内訳がなされているか。

ケ その他独自提案

(ア) 事務の効率化、行政サービスの向上を図るために独自の企画提案があるか。

16 問合せ先 事務局

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

須恵町役場 総務課 行政改革推進係

TEL：092-932-1151（代表）

FAX：092-933-6579

E-mail: shomu@town.sue.lg.jp